

瑞穂町
第2期障害福祉計画

平成21年3月

瑞穂町

はじめに

平成18年4月から、障害者自立支援法が施行され、障がい者の福祉施策も国レベルでの大きな転機を迎えました。

「障害者自立支援法」による障がい者福祉サービスは、身体・知的・精神の3つの障がいを一つのサービス体系で提供することとなり、その実施主体は、基本的に市町村に委ねられることとなりました。そのため、市町村の役割が



ますます重要視され、本町の今後の町政運営にとっても、障がい者福祉をどのように進めていくのかが、大きな課題となっています。

人として生まれ、誰もが生き甲斐を感じながら暮らすことのできる社会の実現を目指す必要があります。

障がい者をめぐる生活課題が増大し、多様化するなか、公的サービスだけでは、障がい者の自立と社会参加を支えていくことはできません。財政状況が厳しい中、障がい者の社会参加意欲の一層の高まりなどに迅速かつ的確に対応し、多種多様な福祉の課題を解決するため、町民皆様とともに福祉施策を推進していくことが求められています。

本計画は直接の上位計画である「瑞穂町地域保健福祉計画」の理念を継承し、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～」を基本理念とし、「障害者自立支援法」に準じた事業とサービスの取り組みの方向性について取りまとめたものです。

今後は、本計画の推進により、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、安全で安心な自立した生活が送れるよう組織体制の確立や環境整備等に努めて参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたりましては、町民からの公募委員並びに福祉関係団体等の代表者で構成する「瑞穂町地域保健福祉審議会」及び「障害福祉計画専門分科会」において検討を重ねていただき、審議会より報告をいただきました。

結びにこの計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係機関の皆さまをはじめ、審議会・専門分科会にて熱心にご審議をいただきました委員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成21年3月

瑞穂町長

石塚 幸右衛門

目 次

第1編 計画策定の趣旨	1
第1章 計画の改定にあたって	3
1 第2期障害福祉計画策定の背景	3
2 計画の概要	4
3 計画の策定体制	6
第2編 瑞穂町の障がい者の現状	7
第1章 障がい者の現状	9
第2章 第1期障害福祉計画の進捗状況	11
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援	11
2 地域生活支援事業	14
第3章 アンケート調査結果の概要	17
1 アンケート調査の設計	17
2 アンケート調査結果の要約	18
3 アンケート調査結果からみた課題について	23
第3編 計画の基本的考え方	25
第1章 基本理念	27
第2章 基本目標	28
第3章 本計画における視点	30
第4編 障害福祉サービスの展開	33
第1章 障がい者数の推計	35
第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標	36
1 「施設入所者の地域生活移行」の目標	36
2 「退院可能な精神障がい者の地域生活移行」の目標	38
3 「福祉施設から一般就労への移行」の目標	39
第3章 指定障害福祉サービス・指定相談支援	40
1 サービスの体系	40
2 サービス見込量の考え方	41
3 サービス見込量一覧	42
4 訪問系サービス	44
5 日中活動系サービス	45
6 居住系サービス	50
7 指定相談支援（サービス利用計画の作成）	52
8 地域生活支援事業の推進	53

第5編 計画の推進	61
第1章 推進体制	63
1 啓発・周知の徹底	63
2 サービスの提供体制の確保	63
3 相談支援体制の構築、「地域自立支援協議会」の設置	63
4 町民との協働体制の構築	63
5 庁内及び東京都との連携体制の構築	64
第2章 計画の達成状況の評価・点検	64
第3章 計画への反映	64
資料編	65
1 障害の「害」の表記について	67
2 用語説明	68
3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例	70
4 瑞穂町地域福祉計画審議会条例施行規則	72
5 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会	74

第 1 編
計画策定の趣旨

第1章 計画の改定にあたって

1 第2期障害福祉計画策定の背景

瑞穂町では、町民、事業者、行政が協働して地域保健福祉を推進することにより、すべての町民が尊厳を持ち、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らすことができ、生涯にわたって住み続け、自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を旨として、平成18年3月に「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定しました。

一方、平成18年度に障害者自立支援法の施行を機に策定した第1期瑞穂町障害福祉計画（以下、第1期計画をいう）は、「瑞穂町地域保健福祉計画」における様々な分野の中でも、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした計画となっています。

第1期計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスがすべての障がい者に提供されるようサービス量の確保に努めてきましたが、中間年にあたる平成20年度を迎え、第1期計画を見直し新たな計画を策定する必要があります。

このようなことから、第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、これらを踏まえたサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、上位計画である「瑞穂町地域保健福祉計画」との整合を図りながら、平成23年度を目標とした計画の改定を行うものです。

2 計画の概要

(1) 計画の法的根拠

障害福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

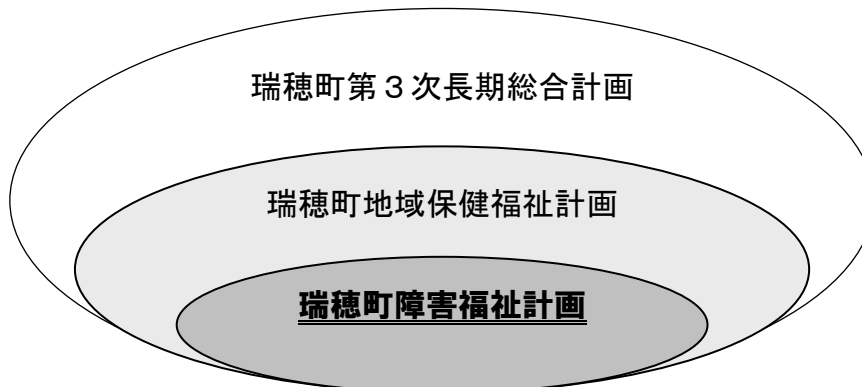
市町村障害福祉計画の策定は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、策定が義務付けられている計画です。

(2) 計画の位置付け

本計画は「瑞穂町地域保健福祉計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、特定のサービスに関する指針として取りまとめられた計画です。

したがって、「瑞穂町障害福祉計画」は「瑞穂町地域保健福祉計画」と一体的に取り組んでいきます。

また「瑞穂町地域保健福祉計画」は町の総合計画である「瑞穂町第3次長期総合計画」を上位計画としていることから、本計画も同様に「瑞穂町第3次長期総合計画」との整合性を図るとともに、東京都や国の計画との整合性を有するものです。



(3) 計画の期間

第2期計画の計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間です。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
瑞穂町長期総合計画	(第3次 後期基本計画)					(第4次)
	←平成18～22年度→					←平成23～→
瑞穂町地域保健福祉計画	(第1次)					(第2次)
	←平成18～22年度→					←平成23～→
瑞穂町障害福祉計画	(第1期)			(第2期)		
	←平成18～20年度→			←平成21～23年度→		

3 計画の策定体制

(1) 「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」の設置

障がいのある方等の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、障害福祉の観点からだけでなく、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠です。本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、サービスを利用する障がいのある方等をはじめ、行政機関、企業、医療機関、町民からの公募、また障がいをお持ちの方等、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い分野の関係者から構成される「瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会」を設置しました。本計画の理念及び目標を共有した上で、共通の課題認識にたって意見の集約を図り、計画内容の検討を行いました。

(2) 瑞穂町及び都との連携体制の構築

計画の作成にあたっては、福祉課を中心に瑞穂町の関係各課、施設や福祉団体などの関係機関との連携を円滑にし、実効性のある計画づくりに努めました。

また、「障害者自立支援法」の施行により、都の広域的調整との整合性を図り、円滑な事業実施を行うために、東京都の関係部局との密接な連携のもと、計画を作成しました。

(3) 本計画に対する地域社会の理解促進

本計画を推進するに際して、グループホーム等のサービス提供基盤の整備推進等、障がい及び障がいのある方等に対する地域社会の理解が不可欠となるため、本計画の理念及び目標等に関して企業を含め、地域住民の理解が深まり、共通の目標に向かってともに取り組んでいくことができるように、広報等を通じて計画の啓発・周知に努めます。

第 2 編

瑞穂町の障がい者の現状

第1章 障がい者の現状

1 障がい者数の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は増加基調にあり、平成20年11月末現在956人となっています。

等級別では、1級から4級の人がそれぞれ200人前後と多くなっています。主な障がいの部位別では、肢体不自由の人が600人弱と多くなっています。

■等級別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	924	944	956
1 級	268	279	289
2 級	182	184	190
3 級	174	164	162
4 級	192	210	209
5 級	52	52	51
6 級	52	50	50
7 級	4	5	5

■主な障害の部位別身体障害者手帳所持者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	924	944	956
視覚	49	48	51
聴覚	66	66	65
音声・言語	12	10	10
肢体不自由	558	572	574
内部障害	239	248	256

※平成 18 年度、19 年度は 3 月 31 日現在の人数

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者数も増加基調にあり、平成20年11月現在236人となっています。
等級別では、1度の人が8人と少なくなっています。
年齢別では18歳未満の人が70人強となっています。

■等級別愛の手帳所持者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	213	229	236
1 度	7	7	8
2 度	77	80	82
3 度	56	61	63
4 度	73	81	83

■年齢別愛の手帳所持者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	213	229	236
18 歳未満	66	75	74
18 歳以上	147	154	162

(3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

精神保健福祉手帳所持者数もわずかずつではあるが増加しており、平成20年11月現在134人となっています。なお、自立支援医療（精神）の利用者は平成20年現在480人と多くなっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合計	110	129	134
1 級	19	17	18
2 級	55	69	64
3 級	36	43	52

■自立支援医療（精神）利用者の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受給者証所持者数	175	415	480

第2章 第1期障害福祉計画の進捗状況

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）

第1期計画における平成19年度のサービス利用実績の達成率をみると、57.6%にとどまっています。

	平成18年度		平成19年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(時間/月)	1,648	1,015	1,813	1,045
達成率(%)	61.6		57.6	

※実績値は各年度3月実績

(2) 日中活動系サービス

平成19年度の達成率をみると、短期入所は計画値を下回る実績となっていますが、他のサービスは概ね計画値を達成しています。

		平成 18 年度		平成 19 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	供給量(人/月)	2	2	7	6
	達成率(%)	100.0		85.7	
自立訓練 (機能訓練)	供給量(人/月)	0	0	1	0
	達成率(%)	—		0.0	
自立訓練 (生活訓練)	供給量(人/月)	0	0	1	0
	達成率(%)	—		0.0	
就労移行支援	供給量(人/月)	0	0	0	3
	達成率(%)	—		—	
就労継続支援 (A型)	供給量(人/月)	1	1	1	1
	達成率(%)	100.0		100.0	
就労継続支援 (B型)	供給量(人/月)	0	0	8	8
	達成率(%)	—		100.0	
療養介護	供給量(人/月)	0	0	0	0
	達成率(%)	—		—	
児童 デイサービス	供給量(人日/月)	0	0	2	3
	達成率(%)	—		150.0	
	供給量(人/月)	—	0	—	2
	達成率(%)	—		—	
短期入所	供給量(人日/月)	—	80	—	57
	達成率(%)	—		—	
	供給量(人/月)	39	13	40	11
	達成率(%)	33.3		27.5	
旧入所 サービス分	供給量(人/月)	17	17	13	17
	達成率(%)	100.0		130.8	
旧通所 サービス分	供給量(人/月)	20	18	18	12
	達成率(%)	90.0		66.7	

※実績値は各年度3月実績

(3) 居住系サービス

共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援は、計画値の約3分の2の達成率となっています。

		平成 18 年度		平成 19 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 共同生活介護	供給量(人/月)	22	22	28	19
	達成率(%)	100.0		67.9	
うち知的障がい者	供給量(人/月)	17	18	23	17
	達成率(%)	105.9		73.9	
うち精神障がい者	供給量(人/月)	5	4	5	2
	達成率(%)	80.0		40.0	
施設入所支援	供給量(人/月)	1	1	6	4
	達成率(%)	100.0		66.7	
旧入所サービス分	供給量(人/月)	17	17	13	17
	達成率(%)	100.0		130.8	

※実績値は各年度3月実績

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

計画見込み量に対し、実績がありませんでした。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人/月)	—	—	5	0
達成率(%)	—		—	

※実績値は各年度3月実績

2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、第1期計画では見込んでいませんでしたが、平成19年度の月間利用人数は3人となっています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人/月)	—	3	—	3
達成率(%)	—		—	

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業としての手話通訳者派遣事業は、第1期計画では見込んでいませんでしたが、平成19年度の月間利用件数は18件となっています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者派遣事業 (件/月)	—	0	—	18
達成率(%)	—		—	

(3) 日常生活用具等給付事業

日常生活用具等給付事業については、第1期計画では見込んでいませんでしたが、平成19年度の利用実績は、大半が排泄管理支援用具であり、月間利用件数は456件となっています。

		平成 18 年度		平成 19 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練 支援用具	供給量(件/月)	—	0	—	7
	達成率(%)	—		—	
自立生活 支援用具	供給量(件/月)	—	2	—	7
	達成率(%)	—		—	
在宅療養等 支援用具	供給量(件/月)	—	5	—	4
	達成率(%)	—		—	
情報・意思疎通 支援用具	供給量(件/月)	—	4	—	5
	達成率(%)	—		—	
排泄管理 支援用具	供給量(件/月)	—	122	—	456
	達成率(%)	—		—	
住宅改修費	供給量(件/月)	—	0	—	1
	達成率(%)	—		—	

(4) 移動支援事業

移動支援事業の平成19年度の達成率は、121%と計画値を上回っています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人/月)	52	54	62	75
達成率(%)	103.8		121.0	

(5) 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域活動支援センター（Ⅱ型）は、ほぼ計画値を達成しています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人/月)	7	8	10	9
達成率(%)	114.3		90.0	

(6) 知的障害者職親委託制度

知的障害者職親委託制度は、計画値を達成しています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(件/月)	1	1	1	1
達成率(%)	100.0		100.0	

(7) 日中一時支援事業

日中一時支援の月間利用人数の実績値は、計画値大きく上回っています。

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量(人/月)	1	7	7	12
達成率(%)	700.0		171.4	

(8) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）は、計画値をほぼ達成しています。

		平成 18 年度		平成 19 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
免許取得	供給量(人/月)	0	1	1	1
	達成率(%)	—		100.0	
改造助成	供給量(人/月)	1	1	2	3
	達成率(%)	100.0		150.0	

第3章 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の設計

(1) 調査の目的

「障害者自立支援法」に基づく「障害福祉計画」を改定するための参考資料を得ることを目的として実施したものです。

(2) 調査対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 調査期間

平成20年8月上旬～平成20年8月下旬

(4) 調査方法

郵送調査

(5) 回収状況

	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	906	521	57.5%
愛の手帳所持者	230	139	60.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者	119	71	59.7%
合 計	1,255	748	59.6%

※回収された調査票のうち「手帳は持っていない」3票、「手帳の種別不明(無回答)」が14票あったため、回収数の合計と内訳は一致しない。

2 アンケート調査結果の要約

		身体障害者 手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	課題等
1. プロフィール	調査票 記入者	・「本人」が 68.3%と最も 多くなっています。	・「親」(63.3%)と回答す る人が6割強と多くなっ ています。	・「本人」が 77.5%と最も 多くなっています。	
	年齢	・「65～74 歳」の前期高 齢者が 33.0%、「75 歳 以上」の後期高齢者が 25.5%、65 歳以上の高 齢者が 58.5%と6割弱 を占めています。	・「6～17 歳」、「20～29 歳」、「30～39 歳」が 20%台で多くなってい ます。	・「30～39 歳」、「40～49 歳」が 20%台で多くな っています。	
	性別	・「男性」が 50.7%、「女 性」が 45.3%です。	・「男性」が 56.1%、「女 性」が 39.6%です。	・「男性」が 42.3%、「女 性」が 53.5%です。	
	手帳の 等級	・「1級」が 38.0%と最も 多く、「2級」(16.5%)を 合わせると、1・2級が 54.5%と半数強を占め ています。	・「2度」(33.8%)が最も 多く、ついで「3度」と「4 度」がともに 28.1%、「1 度」が 10.1%となってい ます。	・「2級」が 47.9%と最も 多く、「3級」が 45.1%、 「1級」が 7.0%となっ ています。	
	現在の 住まい	・「持ち家」が 68.5%と最 も多く、ついで「公営住 宅」が 12.4%、「アパー トなど民間の借家」が 9.8%となっています。	・「障がい者施設」 (16.5%)、「グループホ ーム」(14.4%)とする人 も 15%前後みられま す。	・「アパートなど民間の 借家」とする人も 35.2%と多くなってい ます。	
	同居者	・「配偶者」が 65.1%と最 も多く、「ひとり暮らし」 (11.3%)は1割にとど まっています。	・「父親」(66.2%)、「母 親」(82.7%)、「兄弟姉 妹」(61.2%)が多くなっ ています。	・「ひとり暮らし」が 31.0%と多くなってい ます。	
2. 障がいに対する理解について	地域の 人の障が いに対す る理解に ついて	・「まあまあ理解してい る」が 33.0%と最も多 く、「十分に理解してい る」(18.8%)を合わせ ると、“理解している”と する人は 48.1%と半数 近くにとどまっていま す。	・「まあまあ理解してい る」と回答する人が 42.4% とやや多くなっていま す。	・「あまり理解していな い」(29.6%)、「まったく 理解していない」 (9.9%)を合わせた“理 解していない”とする人 が4割弱と多くなってい ます。	地 域 の 人 や 周 り の 人 の 障 が い に 対 す る 更 な る 理 解 度 の 向 上 が 求 め ら れ ま す。
	障がい に対する まわりの 理解につ いて	・「少し深まったと思う」が 28.4%と最も多く、「か なり深まった」(14.6%) とする人も1割強みられ ますが、この両者を合 わせた“深まったと思 う”とする人は 43.0%に とどまっています。	・「少し深まったと思う」 (31.7%)が3割強みら れますが、「かなり深ま った」(3.6%)を合わせ た“深まったと思う”と する人は 35.3%と4割を切 っています。	・「あまり深まったとは思 わない」(31.0%)が3 割強みられ、「まったく 深まっていない」 (11.3%)を合わせた “深まっていない”とす る人は 42.3%と多くな っています。	

		身体障害者 手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	課題等
3. 障がい者の生活支援について	2. 障がいに対する理解について	<p>障害者自立支援法によるサービスの変化の認知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の利用するサービスの名前、内容、利用要件などについて「知らない」(60.5%)が6割を占めています。 ・サービスを利用する際に1割の自己負担が必要であることについて「知っている」が50.4%となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の利用するサービスの名前、内容、利用要件などについて「知っている」が51.1%となっています。 ・サービスを利用する際に1割の自己負担が必要であることについて「知っている」が62.2%と多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の利用するサービスの名前、内容、利用要件などについて「知っている」が56.3%となっています。 ・サービスを利用する際に1割の自己負担が必要であることについて「知っている」が52.1%となっています。 	サービスの内容や利用要件、自己負担額などの周知徹底が求められます。
	家族以外に相談したい相手	<ul style="list-style-type: none"> ・「役場の窓口、保健師」が52.2%と最も多く、ついで「病院・医師」が36.3%となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者施設」(40.3%)、「知的障害者相談員」(28.1%)、「保育所・学校」(16.5%)と回答する人も多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「病院・医院」(56.3%)が半数強と多くなっています。 	
	相談する機関の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「まあまあ聞いてくれる」(31.3%)と「十分に聞いてくれる」(24.4%)を合わせた“聞いてくれる”(55.7%)とする人は半数強を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まあまあ聞いてくれる」(43.2%)が4割強と多く、「十分に聞いてくれる」(27.3%)を合わせた“聞いてくれる”(70.5%)とする人は7割と多数を占めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「十分に聞いてくれる」が42.3%と4割強と多くなっています。「まあまあ聞いてくれる」(33.8%)を合わせた“聞いてくれる”とする人は76.1%と多数を占めています。 	
	より相談しやすくなるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・「親身になって、さまざまなおことへの相談に応じてくれること」が48.2%と最も多く、ついで「専門的な相談に応じてくれること」が31.0%、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること(緊急時に限り)」が29.0%と3割前後で続いています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること(緊急時に限り)」(42.4%)と回答する人が4割強と多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること(緊急時に限り)」(42.4%)と回答する人が4割強と多くなっています。 	緊急時の相談体制の確保・充実等が求められています。
地域活動への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加したくない」が39.0%、「参加してみたいが、していない」が38.6%となっています。「参加している」は16.5%と2割を切っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加している」(27.3%)と回答する人が3割弱とやや多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「参加したくない」との回答が46.5%とやや多くなっています。 		

		身体障害者 手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	課題等
3. 障がい者の生活支援について	地域活動への参加希望	・「参加したいが、むずかしい(できない)」が37.2%、「参加したくない」が33.0%、「参加したい」(20.0%)は2割にとどまっています。	・「参加したい」と回答する人が41.0%と多くなっています。	・「参加したくない」と回答する人が45.1%と多く、「参加したい」は19.7%となっています。	愛の手帳所持者では4割強と高い参加意向があり、活動の周知や魅力ある活動の育成、参加しやすい環境づくり等が求められます。
	地域活動への不参加理由	・「障がい重い、高齢だから」が40.4%と最も多く、ついで「どのような活動があるかわからないから」が31.4%となっています。	・「参加するには介助が必要だから」(37.1%)、「曜日や時間が自分の都合とあわないから」(28.6%)と回答する人も多くなっています。	・「どのような活動があるかわからないから」が37.7%と最も多くなっています。	
	各種制度・事業の周知状況	・「まったく知らない」とする人が半数強から7割を占めています。成年後見制度は56.6%、地域福祉権利擁護事業は67.6%、苦情解決制度(第三者委員)は70.2%です。	・「名前を知っている程度」と回答する人が多く、成年後見制度は32.4%、地域福祉権利擁護事業は25.2%、苦情解決制度(第三者委員)は23.0%となっています。	・「まったく知らない」と回答する人が6割から8割強と多くなっています。成年後見制度は68.2%、地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度(第三者委員)は81.7%です。	周知理解の向上が求められます。
	障がい者の声の反映状況	・「まあまあ反映されている」(24.6%)、「あまり反映されていない」(23.6%)が2割強と多くなっています。	・「あまり反映されていない」と回答する人が32.4%とやや多くなっています。	・「まったく反映されていない」と回答する人が16.9%と多くなっています。	
4. 障がい者の暮らす環境について	台風や地震のときに特に心配なこと	・「避難所での生活がむずかしい」が36.1%と最も多く、ついで「ひとりでの避難がむずかしい」が35.5%となっています。	・「ひとりでの避難がむずかしい」と回答する人が65.5%と多く、「助けを求めることがむずかしい」との回答も46.8%を占めています。	・「薬の手配がむずかしい」との回答が53.5%と多くなっています。	支援体制の確立・強化が求められます。
	災害時に支援を受けるための登録状況	・「登録していない」が66.8%と3人に2人強の割合となっています。	・「登録している」と回答する人が35.3%とやや多くなっています。	・「登録していない」と回答する人が9割と大多数を占めています。	登録制度の周知徹底が求められます。
	登録をしていない理由	・「登録制度があることを知らなかった」(46.3%)が半数弱を占め、「これから登録する予定である」は16.7%となっています。	・「これから登録する予定である」が32.5%とやや多くなっています。	・「登録制度があることを知らなかった」が85.9%を占めています。	

		身体障害者 手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	課題等
4. 障がい者の暮らし環境について	瑞穂町への定住意向	・「できればずっと住み続けたい」が64.7%と最も多く、ついで「当分は住み続ける予定である」が19.4%で、両者をあわせた定住の意向を示している人が84.1%を占めています。	・「できればずっと住み続けたい」が62.6%と最も多く、ついで「当分は住み続ける予定である」が23.0%で、両者をあわせた定住の意向を示している人が85.6%を占めています。	・「当分は住み続ける予定である」(28.2%)と回答する人がやや多くなっています。	
	瑞穂町の暮らしやすさ	・「まあ暮らしやすい」が47.0%と最も多く、「たいへん暮らしやすい」(18.0%)を合わせると、「暮らしやすい」とする人が65.0%となっています。	・「まあ暮らしやすい」が49.6%と最も多く、「たいへん暮らしやすい」(15.1%)を合わせると、「暮らしやすい」とする人が64.7%となっています。	・「やや暮らしにくい」と回答する人が18.3%とやや多くなっています。	
	暮らしの中で不便に感じる事	・「バスなどの交通機関が少ない」が31.5%と最も多く、ついで「歩道に問題が多い」が30.7%、「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」が24.0%で続いています。	・「バスなどの交通機関が少ない」と回答する人が55.4%と特に多くなっています。また、「人の目が気になる」(20.1%)と回答する人も2割みられます。	・「人の目が気になる」と回答する人が39.4%と最も多くなっています。	
5. 障がい者の教育・雇用について	教育環境の充実について	・「特にない」が31.7%と最も多く、ついで「教職員の障がいへの理解を深めること」が24.8%、「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」が24.2%、「医療的なケアを受けられるようにすること」が23.4%で続いています。	・「子ども同士の理解を深める交流機会を増やすこと」(28.8%)、「施設、設備、教材を充実すること」(29.5%)、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実すること」(28.8%)と回答する人も3割弱と多く、多様なニーズがみられます。	・「教職員の障がいへの理解を深めること」が40.8%と最も多く、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実すること」(23.9%)と回答する人も2割強とやや多くなっています。	
	就労環境の充実について	・「障害者も働くことのできる施設や設備が整うこと」とする人が34.7%と最も多く、ついで「事業主や職場の仲間の理解があること」(32.6%)、「柔軟な就労条件が整うこと」(31.1%)、「生活できる給料がもらえること」(28.0%)が3割前後で続いています。	・「仕事の能力を身につける訓練や研修の機会が充実すること」(46.0%)、「労働者の健康管理体制が充実すること」(28.1%)と回答する人も多く、多様なニーズがみられます。	・「仕事の能力を身につける訓練や研修の機会が充実すること」(35.2%)、「労働者の健康管理体制が充実すること」(25.4%)と回答する人も多く、多様なニーズがみられます。	

		身体障害者 手帳所持者	愛の手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者	課題等
5. 障がい者の教育・雇 用について	携 帯 電 話、パソ コン、イ ンターネ ットの利 用状況	・携帯電話を「現在利用している」(43.6%)とする人が4割強、パソコンやインターネットについては「現在利用していないし、今後も利用しない」が半数前後となっています。	・「現在利用していないし、今後も利用しない」と回答する人が多く、携帯電話は 51.8%、パソコンは 61.9%、インターネットは 63.3%を占めています。	・「現在利用している」と回答する人がやや多く、携帯電話は 53.5%、パソコンは 22.5%、インターネットは 19.7%の利用率となっています。	
	6. 障害福祉サー ビスにつ いて	障 害 福 祉サービ スの利用 状況	・「日常生活用具給付事業」(10.9%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」(10.6%)の利用率が1割とやや多くなっています。	・「短期入所(ショートステイ)」の利用率が2割強と多くなっています。ついで、「生活介護」「共同生活介護(ケアホーム)」「施設入所支援」が 10%強で続いています。	・「居宅介護(ホームヘルプ)」が 14.1%で最も高くなっています。
	障 害 福 祉サービ スの利用 意向	・どのサービスも1割を切っていますが、そのなかでは「居宅介護(ホームヘルプサービス)」が 9.4%とやや多くなっています。	・「共同生活介護(ケアホーム)」(16.5%)が最も高く、以下「短期入所(ショートステイ)」「生活介護」「施設入所支援」が 15%前後で続いています。	・「居宅介護(ホームヘルプ)」が 12.7%で最も高くなっています。	

3 アンケート調査結果からみた課題について

アンケート調査結果からみた課題を整理すると、以下のような点があげられます。

◆障がいに対する理解度の向上

- ・地域の人や周りの人の障がいに対する理解度は必ずしも高いとはいえない状況にありより一層の理解が深まるように努めていく必要があります。

◆サービス利用や各種制度・事業に関する周知

- ・障害者自立支援法に基づくサービスについての内容や利用要件、自己負担額等について知らないとする人が多くなっており、周知徹底が求められます。

◆相談体制の充実

- ・緊急時に相談に応じてくれることや親身になって相談に応じてくれることが求められており、相談体制の充実を図っていく必要があります。

◆参加しやすい地域活動や環境づくり

- ・愛の手帳所持者では地域活動への参加意向が高く、活動の周知や魅力ある活動の育成、参加しやすい環境づくり等が求められます。

◆災害時対策の充実

- ・災害時における避難が難しいとする人が多く、その一方で災害時に支援を受けるための登録制度について知らないとする人が多くなっています。登録制度の周知をはじめ、災害時対策の充実が望まれます。

障害福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づく計画であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の目標値の設定や提供体制の確保を主眼とする計画であるため、上記にあげられた課題については、計画を推進するなかで可能な限り解決に努めていきますが、平成22年度に見直しが見込まれている「瑞穂町地域保健福祉計画」においても解決に向けて十分検討するようにします。

第 3 編
計画の基本的考え方

第1章 基本理念

本計画は、「瑞穂町地域保健福祉計画」（平成18～22年）の期間内における特定サービスの事業計画となることから、「瑞穂町地域保健福祉計画」の基本理念を継承し、個々の事業の目標達成に向けて取り組んでいきます。従って、「瑞穂町地域保健福祉計画」の基本的な考え方に基づき、地域でさまざまな課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み込みささえあっていく（ソーシャル・インクルージョン）という考え方の実現を目ざし、瑞穂町らしい障害福祉の充実を目ざし、町民との協働に基づき、事業の推進を図ります。

■基本的な考え方

- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆保健福祉情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

■基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ
～ すべての人を包み込む福祉社会を目ざして ～

第2章 基本目標

「障害者自立支援法」では、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、障がいのある方等の自己選択と自己決定の尊重、サービス実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を柱とした制度改革が行われています。

瑞穂町では「障害者自立支援法」の考え方を踏まえて、本計画における基本目標は第1期計画を継承します。

基本目標1 障がいのある方の自立と社会参加の実現

障がいのある方の自立と社会参加を実現するためには、自らの選択で生活する場やサービス利用を決定できることが重要だと考えます。

障がいのある方の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、ニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めるとともに、“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとの差をコーディネートする相談機能の強化を図り、円滑に自ら選択・決定できる環境の整備を行います。

障がいのある方の自己選択・自己決定が可能な環境を整備することで、自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

基本目標2 利用者本位のサービス体系の構築

障がいの種別ごとに複雑化したサービスが精神障がい者も含めた3障がいが一元化された制度へ見直され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、町では障がい種別間の格差の是正、サービス水準の地域格差の是正（東京都の支援の活用も視野に入れ）という観点に立ち、町の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の構築を図ります。

基本目標3 地域生活移行や就労支援を促進するためのサービス提供基盤の整備

障がいのある方の自立を促進するためには、まず安定した生活が確立されることが必要だと考えます。

障がいのある方の自立支援の観点から、新たに創設された就労支援事業のサービス提供基盤の整備を図るとともに、町のみならず東京都の雇用施策との連携、町内の施設、福祉団体などの関係機関との連携も視野に入れた総合的な就労支援の展開を図ります。

また施設入所者が就労を理由として退所することが少ない状況を踏まえ、施設入所者に対しては特に地域生活への移行を促進するためのサービス提供を強化し、その提供基盤の整備を図ります。

第3章 本計画における視点

本計画で対象となるサービスの提供基盤の整備にあたっては、以下の点に配慮して目標設定を行い、目標達成に向けて計画的に取り組んでいきます。

1 必要な訪問系サービスの保障

従来、支援費制度に基づくホームヘルプサービスとして提供されていたサービスの利用者を基礎としつつ、精神障がい者を含めた3障がいを一元化し再編されたサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）を必要とする障がいのある方に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

特に精神障がい者に対する訪問系サービスの充実等、障がい種別間格差、地域格差の是正に留意してサービス提供基盤の整備を行います。

2 障がいのある方が希望する日中活動系サービスの保障

これまで小規模作業所を利用していた障がいのある方の法定サービスへの移行を推進するとともに、今後のサービスの枠組みの中で、新たに利用が見込まれる対象者も含め、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の利用を希望する障がいのある方に対して必要なサービスが提供されるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

3 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助を提供する住居）・ケアホーム（共同生活介護を提供する住居）の整備を図ることで、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービスの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

4 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるように目標設定を行い、目標達成に向けて取り組んでいきます。

また、福祉施設における雇用の拡大にも取り組みます。

5 適切なサービス利用を支える相談体制の構築

障がいのある方が地域において自らの選択に基づいて自立した生活を営むためには、サービスの提供基盤を整備するとともに、適切なサービス利用を支える相談体制の整備が必要と考えられるため、従来の相談機能の強化に取り組んでいきます。

また、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野からなる「地域自立支援協議会」の設置については平成23年度までの検討課題として取り組んでいくとともに、関係する実務者からなる「地域自立支援連絡会」を開催し、その中で相談体制の整備を図っていきます。

第 4 編
障害福祉サービスの展開

第1章 障がい者数の推計

平成23年度の推計人数については、身体障害者手帳所持者数は994人、愛の手帳所持者数は257人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は149人と見込んでおり、今後も増加基調にある見込んでいます。

		実績値			推計値		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総人口		33,899	33,970	33,844	33,755	33,666	33,554
人数 (人)	身体障害者 手帳所持者	924	944	956	969	982	994
	愛の手帳所持者	213	229	236	243	250	257
	精神障害者保健 福祉手帳所持者	110	129	134	139	144	149
構成 比 (%)	身体障害者 手帳所持者	2.7257	2.7789	2.8247	2.8705	2.9163	2.9621
	愛の手帳所持者	0.6283	0.6741	0.6973	0.7205	0.7437	0.7669
	精神障害者保健 福祉手帳所持者	0.3245	0.3797	0.3959	0.4121	0.4283	0.4445

※推計にあたっての考え方

平成 19 年度と 20 年度の総人口に占める各障害者手帳所持者の構成比の伸び率を適用して、平成 21 年度～23 年度の推計人口に乗じて推計を行った。

第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標

市町村障害福祉計画では、国の「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」「退院可能な精神障害者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標を設定することが求められています。

また、東京都では「第2期障害福祉計画の策定に係る基本的な考え方」を提示しています。

本町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、第1期計画の中に下記の三つの数値目標を設定しました。本計画においても、これらの数値目標を継承し、計画終了年度（平成23年度）における実現を旨とします。

1 「施設入所者の地域生活移行」の目標

国の考え方(要旨)

障害者の入所施設に入所している者（平成17年10月1日現在）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅・民間賃貸住宅等の一般住宅（家庭復帰を含む。）に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

東京都の考え方(要旨)

区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。また、東京都においては施設利用者が全国平均を下回っていること、重度障害者の施設利用希望が依然として多いこと、平成15年度以降の緊急整備計画の効果により、都内における入所施設の未設置の地域の解消は進んだものの、今なお入所施設の未設置の地域が残っているなどの状況を考慮すると、平成23年度末までに入所者を7%以上削減することは困難である。

そのため、当面、既存施設の入所者のグループホーム等への移行を促進すると同時に、入所施設による支援が真に必要な者の利用を確保するため、地域生活支援型入所施設を整備する。

こうした取り組みにより、「平成23年度末の入所定員数」は平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとする。

町の現状、考え方と数値目標

平成17年度10月時点での施設入所者数は20人でした。町では、平成23年度末までにそのうちの5人が地域生活に移行することを目指しています。

■「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標	考え方
第1期計画作成時の施設入所者数	20人	平成17年10月1日時点
【目標値】地域生活移行者数	5人 (25.0%)	平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアハウス等へ地域移行する予定の者の数(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)

2 「退院可能な精神障がい者の地域生活移行」の目標

国の考え方(要旨)

平成24年度までに、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを旨とし、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

東京都の考え方(要旨)

平成14年度に国が実施した患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害者が約5,000人いるとされているが、都内外の精神科医療機関における現実的で最新の退院可能者数の把握が困難であるため、次期計画では、現行計画に引き続き、暫定的に、約5,000人を各区市町村の人口比で按分して算定した人数を区市町村ごとに定める地域移行の対象者数（目標値）とする。

国は平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを旨としているが、東京都は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を旨とすることとし、各区市町村は、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを旨とするものとする。

さらに、東京都においては、精神障害者地域移行支援特別対策事業による平成23年度末までの退院者数の目標値を定めるものとする。

町の現状、考え方と数値目標

第1期計画策定時の退院可能精神障がい者数は14人と推計されておりました。町では、平成23年度末までにそのうちの4人が地域生活に移行することを旨としています。

■「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

項目	数値目標	考え方
第1期計画作成時の退院可能精神障がい者数	14人	第1期計画における退院可能精神障がい者数
【目標値】減少数	4人	上記のうち、平成23年度末までに減少を旨とする数

3 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

国の考え方(要旨)

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

また、平成23年度までに、平成17年度の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。

東京都の考え方(要旨)

福祉施設の利用者をはじめ、一般就労を希望する障害者が企業等に就職することを支援し、就職後も安心して働き続けられるよう、職場定着支援や生活支援を継続的に行う区市町村障害者就労支援事業を、平成23年度までに、すべての区市町村で実施する(複数の自治体による共同実施を含む。)ことを旨とする。

小規模作業所等の利用者の一般就労への移行促進に効果的な施設内通所授産事業について、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての区市町村で実施する(複数の自治体による共同実施を含む。)ことを旨とする。

以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、区市町村は、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを旨とする。

町の現状、考え方と数値目標

平成17年度の実績では、一般就労者の数はいませんでした。町では、平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を3人とすることを旨とします。

■「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標	考え方
第1期計画作成時の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	3人	平成23年度において一般就労する者の数

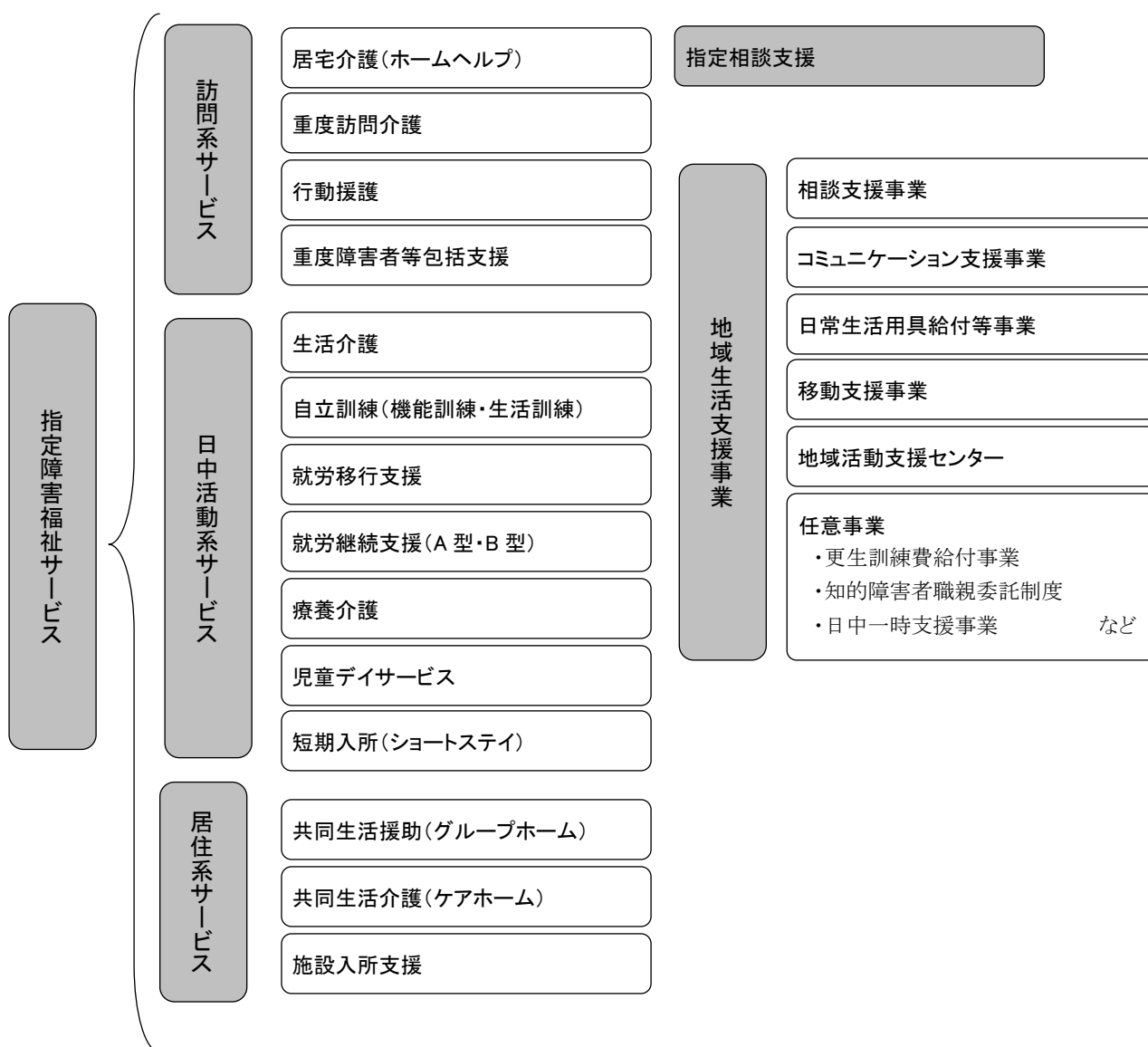
第3章 指定障害福祉サービス・指定相談支援

1 サービスの体系

従来、障害福祉サービスは、大きく在宅での福祉サービスと施設での福祉サービスの2つの類型に分けて展開されてきましたが、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴う制度改正によって、障がい者への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」（全国同一内容のサービス）、「指定相談支援」及び「地域生活支援事業」に再編されました。

これらのうち「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューに力を入れて推進していく必要があります。

■障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系



2 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方にもとづいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、障がいのある方のニーズ等を踏まえて算出しました。
日中活動系	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害程度区分に該当する方の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえるとともに、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる者の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労移行支援	推計に際しては、以下の①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。 ①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 ②養護学校卒業者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数 ③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数
	就労継続支援(A型)	就労継続支援(A型)の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援(B型)	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	療養介護	現在の重度心身障害児施設、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	児童デイサービス	現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる方のニーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。
居住系	共同生活援助 共同生活介護	施設入所からグループホーム、ケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる方の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される方の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	指定相談支援	障害福祉サービスの利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を勘案してサービス見込量を算出しました。

3 サービス見込量一覧

(1) 訪問系サービス

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)	今回－前回
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、重度障害者等 包括支援	延時間数/月	1,806	1,919	2,026	(2,293)	▲267

(2) 日中活動系サービス

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)	今回－前回	
生活介護	実利用者数/月	16	20	30	(24)	6	
自立訓練	機能訓練	実利用者数/月	1	1	(3)	▲2	
	生活訓練	実利用者数/月	1	1	(3)	▲2	
就労移行支援	実利用者数/月	7	4	3	(3)	0	
就労継続 支援	A型	実利用者数/月	1	1	(2)	▲1	
	B型	実利用者数/月	22	40	43	(19)	24
療養介護	療養介護	実利用者数/月	0	1	2	(2)	0
	児童デイ サービス	延人日/月	3	3	3	(5)	▲2
	短期入所 (ショートステイ)	延人日/月	50	51	52	(42)	10
旧法に基づく日中活動 系サービス	入所 サービス分	実利用者数/月	10	5	0	(0)	0
	通所 サービス分	実利用者数/月	4	2	0	(0)	0

(3) 居住系サービス

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)	今回－前回
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数/月	21	23	25	(50)	▲25
うち知的障がい者 うち精神障がい者	実利用者数/月	19	21	23	(45)	▲22
	実利用者数/月	2	2	2	(5)	▲3
施設入所支援	実利用者数/月	4	10	19	(18)	1
旧法に基づく施設入所 サービス	実利用者数/月	10	5	0	(0)	0

(4) 指定相談支援（サービス利用計画の作成）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)	今回－前回
指定相談支援(サービス利用計画の作成)	実利用者数/月	1	1	1	(5)	▲4

(5) 地域生活支援事業の推進

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)	今回－前回	
相談支援事業	相談支援事業						
	専門的職員のいる相談窓口/か所		3	3	3	－	－
	一般的な相談窓口/か所		0	0	0	－	－
	地域自立支援協議会		－	実施	実施	－	－
	市町村相談支援強化事業	か所	未定	未定	未定	－	－
	住宅入居等支援事業	委託件数/件	未定	未定	未定	－	－
	成年後見制度利用支援事業	委託件数/件	未定	未定	未定	－	－
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業/件	15	15	15	(10)	5	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	委託件数/件	1	1	1	－	－
	自立生活支援用具	委託件数/件	7	7	7	－	－
	在宅療養等支援用具	委託件数/件	1	1	1	－	－
	情報・意思疎通支援用具	委託件数/件	3	3	3	－	－
	排泄管理支援用具	委託件数/件	480	480	480	－	－
	住宅改修費	委託件数/件	1	1	1	－	－
移動支援事業	実利用者数/月	68	69	70	(88)	▲18	
地域活動支援センター(Ⅱ型)	実利用者数/月	9	20	20	(18)	2	
知的障害者職親委託制度	委託件数/件	1	1	1	(1)	0	
日中一時支援事業	実利用者数/月	10	11	12	(16)	▲4	
社会参加促進事業	自動車運転免許取得	実利用者数/月	1	1	1	(1)	0
	改造助成事業	実利用者数/月	2	2	2	(2)	0
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	3	4	5	－	－	
更生訓練費給付事業	実利用者数/月	2	2	2	－	－	
障害児タイムケア事業	実利用者数/月	0	20	20	－	－	

4 訪問系サービス

【サービス内容】

①居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計で月間延2,026時間分と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
延時間数/月	1,806	1,919	2,026	(2,293)

【訪問系サービスにおける見込量確保のための方策】

3障がいが一元化されたことから、障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、重度訪問介護や重度障害者等包括支援については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

5 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- ・ 障害程度区分3以上（施設入所者は区分4以上）
- ・ 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（施設入所の場合は区分3以上）

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用者人数を30人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	16	20	30	(24)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

機能訓練…地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上などを図るための理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション支援が必要な身体障がい者など

生活訓練…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等を図るための支援、併せて日常生活上の相談支援や就労移行支援の事業者など、関係サービス機関との連絡調整が必要な知的、精神障がい者など

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、機能訓練、生活訓練ともに月間実利用者人数を1人と計画します。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
機能訓練	実利用者数/月	1	1	1	(3)
生活訓練	実利用者数/月	1	1	1	(3)

(3) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用者人数を3人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	7	4	3	(3)

(4) 就労継続支援 (A型・B型)

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会が提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

【利用者像】

A型…就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に65歳未満の人

B型…就労移行支援事業を利用したものの企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会等を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、就労継続支援A型の月間実利用者人数を1人、就労継続支援B型の月間実利用者人数を43人と計画します。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
就労継続支援(A型)	実利用者数/月	1	1	1	(2)
就労継続支援(B型)	実利用者数/月	22	40	43	(19)

(5) 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害程度区分5以上の人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用者人数を2人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	0	1	2	(2)

(6) 児童デイサービス

【サービス内容】

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【利用者像】

療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる障がい児

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間延3人日と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
延人日/月	3	3	3	(5)

(7) 短期入所（ショートステイ）

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【利用者像】

在宅者で、介護者の疾病等を理由として自宅外での介護が短期的に必要となる障がい者（児）

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間延52人日と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
延人日/月	50	51	52	(42)

(8) 旧法に基づく日中活動系サービス

【サービス内容】

障害者自立支援法施行以前から設置されている施設については、平成23年度末まで、旧法に基づくサービスを実施できる経過措置があります。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、入所サービス分、通所サービス分とも月間実利用人数を0人と計画します。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
入所サービス分	実利用者数/月	10	5	0	(0)
通所サービス分	実利用者数/月	4	2	0	(0)

(9) 日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となることから、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

また、就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

また、児童デイサービスや短期入所に関しては、今後も身近な地域でデイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

6 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【利用者像】

共同生活援助…就労し、または就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助を必要とする人

共同生活介護…生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、共同生活援助、共同生活介護ともに月間実利用人数を25人と計画します。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数/月	21	23	25	(50)
うち知的障がい者	実利用者数/月	19	21	23	(45)
うち精神障がい者	実利用者数/月	2	2	2	(5)

(2) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【利用者像】

施設に入所する障害者で、①障害程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の生活介護利用者、②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用者数を19人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	4	10	19	(18)

(3) 旧法に基づく施設入所サービス

【サービス内容】

障害者自立支援法施行以前から設置されている施設については、平成23年度末まで、旧法に基づくサービスを実施できる経過措置があります。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を0人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	10	5	0	(0)

(4) 居住系サービスにおける見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら整備していくとともに、空き家等の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

7 指定相談支援（サービス利用計画の作成）

【サービス内容】

特に計画的なサービスの支援を必要とする障がい者などで、その決定を受けた人は、指定相談支援事業者による「サービス利用計画」の作成や指定障害福祉サービス事業者との連絡調整などのサービスを受けることができます。なお、サービス利用計画作成などについての費用負担はありません。

【利用者像】

入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間集中的な支援が必要となる人や、単身等のため自ら指定障害福祉サービス事業者との連絡調整を行うことが困難な人で、町が認めた人

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を1人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	1	1	1	(5)

【指定相談支援における見込量確保のための方策】

地域自立支援協議会や精神障害者退院促進事業を活用するとともに、指定相談事業者などと連携し、見込量の確保に努めます。

8 地域生活支援事業の推進

(1) 相談支援事業

【サービス内容】

相談支援事業は、障がい者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的とする事業です。障がいのために日常生活のお困りごとや福祉サービスの利用援助、就労に対する相談支援などを行います。

【事業量見込み】

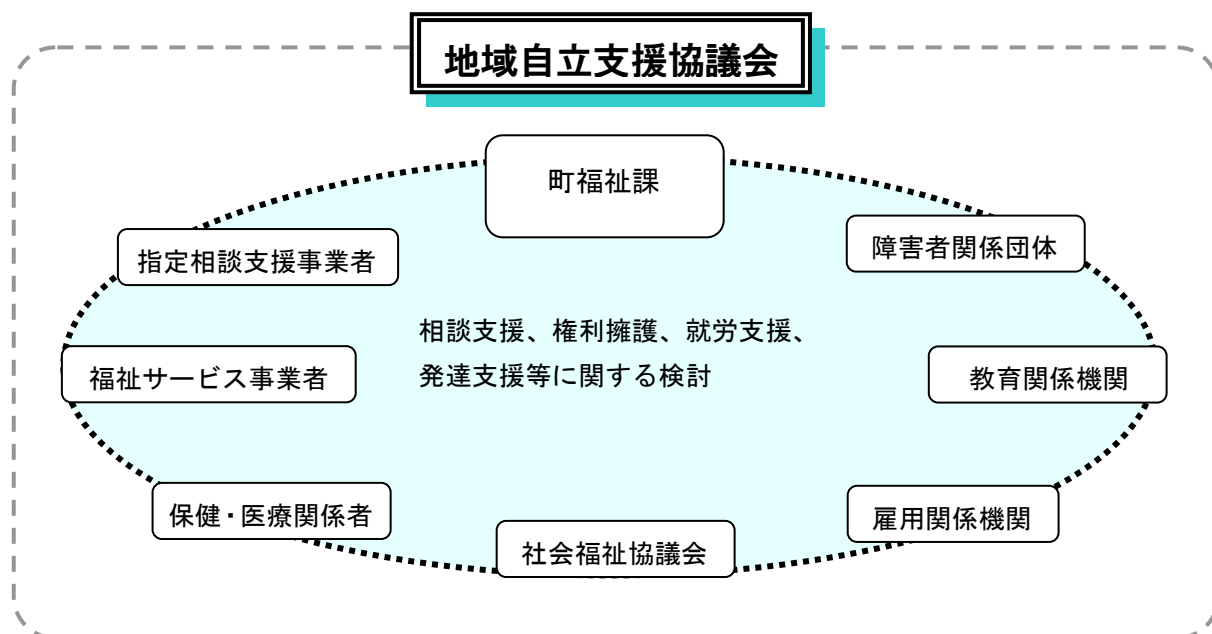
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業			
専門的職員のいる相談窓口	3	3	3
一般的な相談窓口	0	0	0
地域自立支援協議会	—	実施	実施
市町村相談支援強化事業	未定	未定	未定
住宅入居等支援事業	未定	未定	未定
成年後見制度利用支援事業	未定	未定	未定

※地域自立支援協議会

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本町では、障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

地域自立支援協議会の構成イメージ



【見込量確保のための方策】

町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

コミュニケーション支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含まれます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、手話通訳者派遣事業を15件と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
手話通訳者派遣事業/件	15	15	15	(10)

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成しています。

【事業量見込み】

平成23年度までの事業量は、以下のように計画します。

(件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	3	3	3
排泄管理支援用具	480	480	480
住宅改修費	1	1	1

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(4) 移動支援事業

【サービス内容】

移動支援事業は、訪問系介護給付4サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を70人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	68	69	70	(88)

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。

(5) 地域活動支援センター（II型）

【サービス内容】

地域活動支援センターは、障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を20人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	9	20	20	(18)

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。

(6) 知的障害者職親委託制度

【サービス内容】

職親（民間の事業経営者等）に委託して知的障がい者の生活指導・職業指導等を行います。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、委託件数を1件と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
委託件数	1	1	1	(1)

【見込量確保のための方策】

必要な職親の確保に努めます。

(7) 日中一時支援事業

【サービス内容】

日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者（児）などに活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を12人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
実利用者数/月	10	11	12	(16)

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるように努めます。

(8) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

【サービス内容】

身体障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取る場合や、自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得費の補助や改造費用の助成を行う事業です。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、免許取得人数を1人、改造助成を2件と計画します。

(人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期(H23)
免許取得	1	1	1	(1)
改造助成	2	2	2	(2)

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(9) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度心身障がい者で寝たきり等のため入浴が困難な方の居宅に巡回入浴車を派遣し、組み立て式浴槽による入浴介助を行います。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を5人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数/月	3	4	5

【見込量確保のための方策】

必要なサービス量を実施していきます。

(10) 更生訓練費給付事業

【サービス内容】

旧法施設に入所するなどして更生訓練を受けている障がい者に、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を給付します。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を2人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数/月	2	2	2

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(11) 障害児タイムケア事業

【サービス内容】

障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする事業です。

【事業量見込み】

平成23年度の事業量は、月間実利用人数を20人と計画します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数/月	0	20	20

【見込量確保のための方策】

既存施設の有効活用を図り、サービス量の確保に努めます。

第 5 編
計画の推進

第1章 推進体制

1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある方が円滑にサービスを利用することができるように、町のホームページや広報等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法等について周知を図り、安定したサービス利用が確保されるように努めていきます。

2 サービスの提供体制の確保

サービス提供目標の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むとともに、施設や企業等関係するその他の機関に対しても、広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

3 相談支援体制の構築、「地域自立支援協議会」の設置

障がいのある方が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠だと考えます。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の実務者等からなる「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援体制にかかわるネットワークの構築を図ります。

4 町民との協働体制の構築

障がいのある方が自立した生活を営むために必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障がいのある方や障がい者団体と密接な連携を保ち、障がい及び障がいのある方に対する理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報提供に努め、行政と町民による協働体制の構築を図ります。

5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、担当課だけでなく関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、広域的な調整や、サービスの質の向上を図るための人材養成やサービス評価等東京都における取組は本計画の推進には不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築していきます。

第2章 計画の達成状況の評価・点検

毎年、サービス見込量の目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、障がいのある方に対するアンケート調査等を適宜に実施し、サービスの利用実態や評価を把握するとともに、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況について質的にも調査を行います。

各種の情報・要望については、地域保健福祉審議会専門分科会等において毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

第3章 計画への反映

計画の内容に関しては、町のホームページや広報等を通じて公表するとともに、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

また緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、速やかに対策を検討し、計画に反映させていきます。

資料編

1 障害の「害」の表記について

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」「障がいのある方」「〇〇の不自由な方」「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとするを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直しを行うことがあります。

2 用語説明

○グループホーム

障がいのある方が、数人で共同生活を営む住居（アパート、マンション、一戸建て等）のことです。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人が、食事の提供、相談、その他日常生活上の援助を行います。

○ケアホーム

比較的程度の重い障がいのある方が、数人で共同生活を営む住居（アパート、マンション、一戸建て等）のことです。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人が、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者自立支援法の施行により、新たに創設されたサービスです。

○重度心身障害児施設

重度の知的障がい、肢体不自由が重複している児童が入所し、治療や日常生活の指導を受ける施設です。

○授産施設

身体、知的障がいがあるために、一般の事業所で働くことが困難な方が入所したり、自宅から通いながら作業を行い、必要な訓練を受けるための施設です。

○障害者自立支援法

これまで障がいの種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスなどについて、共通の制度の元で一元的に提供する仕組みを作るため、平成18年4月等に施行された新しい法律です。

障害のある方の自立を支援する観点から、地域生活への移行と就労を目的とします。

○小規模作業所

在宅の障がいのある方が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所です。法定外の施設で、障がいのある方や家族、職員を初めとする関係者の共同の事業所として地域の中で生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でも呼ばれています。

○身体障害者更生施設

身体に障がいのある方が入所または自宅から通い、必要な治療や指導、訓練を受ける施設です。

○精神障害者共同作業所

回復途上にある在宅の精神に障がいのある方が、社会復帰と自立ならびに社会経済活動への参加を促進するために、自宅から通いながら必要な指導や訓練等を行う施設です。

○ノーマライゼーション

障がいのある方も同じ社会の一員として、社会の中で他の人びとと同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

○福祉工場

心身に障がいのある方が、事業主と雇用契約を結んで働く場です。

○瑞穂町心身障害者（児）福祉センター

心身の障がいによって一般の事業所で働くことが困難な方が、自立と社会参加に必要な訓練や指導を受ける施設です。

○地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等多様な活動を行う施設です。

3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適切な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

条例 3 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
 - (2) 保健福祉関係施設の代表 3 人以内
 - (3) 保健福祉関係団体の代表者 5 人以内
 - (4) 公共的団体の代表者 5 人以内
 - (5) 関係行政機関の職員 3 人以内
 - (6) 公募委員 3 人以内
 - (7) 町職員 4 人以内
- 2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ聞くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第8条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(任期)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年6月23日規則第33号で、平成17年6月24日から施行)

4 瑞穂町地域福祉計画審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町地域福祉審議会条例（平成 17 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第 2 条 条例第 8 条で定める専門分科会（以下「分科会」という。）は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第 3 条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選のよりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第 4 条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行する。

5 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会

■瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	氏名	役職名等
学識経験者	村井祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	小山良一	(社)瑞仁会 良友園 施設長
	小島和子	長岡保育園 園長
	大屋敬則	瑞穂ひまわり共同作業所 所長
保健福祉関係団体	高水松夫	瑞穂町医師会 高水医院
	粕谷道子	西多摩地区保護司会瑞穂分区
	渡辺信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	難波眞	(医)幹人会 菜の花 施設長
	戸田祐佳	子育てに関する団体
公共的団体	◎池田弘	瑞穂町民生委員協議会 会長
	吉野忠男	瑞穂町寿クラブ連合会 副会長
	山口斉	瑞穂町社会福祉協議会 係長
	村田勇	瑞穂町健康づくり推進委員
	三ツ木謙三郎	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	小林啓子	西多摩保健所 副参事
	中島昭	西多摩福祉事務所 所長
	田口正治	立川児童相談所 所長
公募委員	栗原ひろみ	一般住民
	石蔵陽子	一般住民
	○森田光子	一般住民
町職員	杉浦裕之	企画総務部長
	白井治夫	福祉保健部長
	中根厚夫	住民生活部長
	村山正利	教育部長
事務局	田中光義	福祉保健部福祉課長
	榎本雅一	福祉保健部福祉課地域福祉係長
	岡本千秋	福祉保健部福祉課地域福祉係 主任

◎：会長 ○副会長

■瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 委員名簿

委員氏名	選出区分等	備考
◎ 渡 辺 信 男	瑞穂町身体障害者共生会 会長	審議会委員
○ 長 澤 勇	瑞穂町民生委員・児童委員	分科会委員
村 井 祐 一	田園調布学園大学 教授	審議会委員
小 林 康 弘	瑞穂町医師会 石畑診療所	分科会委員
大 屋 敬 則	瑞穂ひまわり共同作業所 所長	審議会委員
北 村 智 洋	瑞穂町社会福祉協議会	分科会委員
石 蔵 陽 子	一般住民	審議会委員
栗 原 ひろみ	一般住民	審議会委員
宮 城 友 子	一般住民	分科会委員
臼 井 治 夫	福祉保健部長	審議会委員
田 中 光 義	福祉保健部福祉課長	事 務 局
石 川 信 夫	福祉保健部福祉課障害福祉係長	事 務 局
田 野 太郁哉	福祉保健部福祉課障害福祉係 主任	事 務 局

◎：分科会会長 ○：分科会副会長

■検討経過

期 日	内 容
平成 20 年 6 月 18 日	◆第 1 回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・第 2 期障害福祉計画の検討を専門分科会に付託
平成 20 年 7 月 16 日	○第 1 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・委嘱状の交付 ・第 2 期障害福祉計画について ・アンケート案について
平成 20 年 10 月 15 日	○第 2 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・アンケート調査結果について ・(国) 第 2 期障害福祉計画の策定に向けた変更内容について
平成 20 年 12 月 17 日	○第 3 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・(都) 第 2 期障害福祉計画の策定に向けた都の基本的考え方 ・(町) 数値目標の報告・サービス見込量について
平成 21 年 2 月 5 日	○第 4 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・(町) 第 2 期瑞穂町障害福祉計画(素案)について
平成 21 年 3 月 2 日	○第 5 回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・(町) 第 2 期瑞穂町障害福祉計画最終(案)について
平成 21 年 3 月 23 日	◆第 3 回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・(町) 第 2 期瑞穂町障害福祉計画(案)について ・報告について

— 第 2 期瑞穂町障害福祉計画 —

平成 2 1 年 3 月

発行 瑞穂町 福祉保健部 福祉課 障害福祉係
〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335
T E L 042 (557) 0501 (代表)
F A X 042 (556) 3401
ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>
E-mail fukusi@town.mizuho.tokyo.jp